

日野市子ども条例

(子どもの権利)

第 11 条 子どもは、「児童憲章」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づくすべての権利と生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が保障、擁護されます。

2 権利の濫用は許されません。

3 この条例に書かれている権利は、その子どもの生命、健康、内心、名誉にかかわるものを除き、一定の制限を受けることがあります。ただし、その制限は法律や条例、規則などにより定められ、他の人の権利や名誉、公の安全や秩序、健康、社会的道徳を保つことを目的とします。